

# 会 派 民 主 要 望 項 目 一 覧

令和3年度当初予算

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>1 持続化給付金等の延長・再給付について            持続化給付金、家賃支援給付金、休業支援金、雇用調整助成金等、必要な支援の延長・再給付について、国に要望すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅館、飲食業関連の仕入れ業者の負担増など（酒、おしぼり、食材等）</li> <li>・ 個人事業主（フリーランス、塾、アルバイト等）</li> <li>・ 新規事業者（事業計画等に基づく支援等）</li> </ul>	<p>雇用調整助成金の特例措置期間及び休業支援金について、全国知事会を通じて国に求めてきた結果、令和3年3月末まで延長されることとなった。また、持続化給付金及び家賃支援給付金についても、全国知事会を通じ、国に対して売上減少要件の緩和や再度の支給など繰り返し求めており、引き続き必要な対応を国に求めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>2 繁華街飲食店及びその関連業の支援について</b></p> <p>飲食業が新型コロナウイルス感染拡大の主因とされ、風評被害のような甚大な影響が生じている。困難に直面している県内の飲食店及びその関連業の窮状等の現状を調査の上、固定費等について新たな支援策を国に要望するとともに、県独自の支援策を設けること。</p> <p>また、必要に応じて、営業時間短縮等の要請を行い、要請に応じた店舗等に協力金を給付すること。</p>	<p>緊急事態宣言再発令に伴い、飲食、宿泊、運輸関係など、広範な業種に亘って経営上の影響が及んでいることから、1月20日には鳥取県コロナに打ち克つ新しい県民生活推進会議を開催するなど、現状や今後必要な対策などの把握に努めている。その上で、持続化付給付金及び家賃支援給付金などの固定費支援について、全国知事会を通じ、企業規模に応じた給付額の設定や再度の支給など繰り返し求めており、引き続き必要な対応を国に求めていく。</p> <p>また、県としても、飲食店が取り組むガイドラインに沿った感染防止対策の支援強化を図るとともに、新型コロナ対策認証事業所及び認証取得に取り組む事業者に対し、固定費にも活用可能な10万円の応援金制度を1月臨時補正予算において設けたところである。令和3年度当初予算案において、無利子・無保証料融資制度の延長や、コロナ後を見据えた飲食店のデジタル化・新業態導入への支援、感染防止に取り組む飲食店等のPR等を検討しているところであり、飲食店をはじめとした県内中小企業等の事業継続に向け、支援を強化していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【1月臨時補正】新型コロナ克服緊急応援事業 500,000千円</li> <li>・【1月臨時補正】飲食業感染症防止対策緊急支援事業 100,000千円</li> <li>・【1月臨時補正】新型コロナ対策お楽しみ券応援事業 200,000千円</li> <li>・【1月臨時補正】緊急事態宣言を受けた路線バス事業者応援事業 40,000千円</li> <li>・【1月臨時補正】県内企業多角化・新展開応援事業 100,000千円</li> <li>・【1月臨時補正】企業自立サポート事業 89,000千円</li> <li>・【1月臨時補正】信用保証料負担軽減補助金 9,765千円</li> <li>・徹底した感染拡大予防対策による安心創出事業 100,000千円</li> <li>・新型コロナ克服特別金融支援事業 476,427千円</li> <li>・県内企業多角化・新展開応援事業 100,000千円</li> <li>・コロナリスクに打ち克つ！事業継続支援強化事業 14,232千円</li> <li>・ニューノーマル（新常态）型海外需要獲得強化支援事業 11,426千円</li> <li>・地域活性化雇用創造プロジェクト事業（地域雇用再生コース） 45,001千円</li> <li>・コロナ後を見据えた飲食店応援事業 32,500千円</li> </ul> <p>なお、休業や営業時間短縮の要請については、特措法第5条の規定を踏まえ必要最小限とすべきであると考えているが、本県において感染が拡大した際には、躊躇なく要請を行うとともに、地方創生臨時交付金「協力要請推進枠」の活用について国と協議を行った上で、要請に応じていただいた事業者に協力金を支給することとしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>3 性暴力被害者への支援について</b> 警察が関わった性暴力事件の実態調査を行うこと。また、警察に受理されていないもの、されても事件とならないもの等について、相談窓口との連携を充実させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・逮捕されても不起訴になる事例</li> <li>・受理されても事件にならない不起訴や起訴猶予</li> <li>・受理されない事例</li> <li>・起訴されても無罪になる事例</li> </ul> <p>「1 / 20 の新聞 鳥取県」～強制性交容疑者不起訴～ 鳥取地検は県内の 20 代女性に性的暴力を加えたとして、強制性交容疑で逮捕された県内の 20 代男性を不起訴処分とした。処分理由は明かしていない。</p>	<p>性暴力被害者支援センター（クローバーとっとり）、警察及び医療機関は、被害者が、相談を通じた心理的支援、法的支援、医療支援を総合的に受けられる体制としており、令和3年度当初予算案において、性暴力被害者支援センターの体制を拡充し、警察をはじめ関係機関との連携を更に深めていくことで、被害者支援の充実を図ることを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等相談・支援事業 20, 386千円</li> </ul> <p>また、警察では、被害の届出に対しては、被害者の立場に立って対応し、適切に受理するとともに、被害の訴えがあれば、法と証拠に基づいて適切に捜査しており、今後も適切に進めていく。</p> <p>なお、逮捕されても不起訴になる事例、受理されても事件にならない不起訴や起訴猶予、起訴されても無罪になる事例に関しては、検察の管轄であり、県及び県警において調査等を行う権限を有していない。</p>
<p><b>4 一時保護施設への支援について</b> 時代の変化と共に、またコロナ禍のために一時保護の必要な子どもが増えている。民間で一時保護児童の受入れを行う施設の運営が安定的に行えることが重要であることから、「一時保護実施特別加算費」の事業が地方でも使いやすくなるよう、受け入れ定員等の要件緩和について、国に要望すること。</p>	<p>現行制度は、一時保護所の入所率が高い地域での活用が想定されているため、子どもの状況に応じて一時保護の場所を決定している地域では活用しにくい仕組みとなっている。地域の実情に応じて制度が活用できるよう、児童養護施設、児童相談所などの現場の声を踏まえ、国に要望していく。</p>
<p><b>5 アスベスト対策について</b> 令和2年6月に大気汚染防止法の一部が改正され、石綿飛散防止対策等が強化された。災害時における倒壊建造物に関し、迅速で信頼できるアスベスト調査をするために、民間の調査団体と災害時協力協定を結ぶなど、災害時のアスベスト対策を強化すること。</p>	<p>災害時にアスベスト（石綿）飛散防止等の応急対策を速やかに実施するため、地域防災計画では、飛散性の高い石綿が使用されている建物について、県は平常時から「石綿調査台帳」を整備し、災害時にはこの台帳を元に被災状況等を確認するよう定めているところ。</p> <p>こうした状況確認等をより迅速かつ確実に実施するためにも民間調査団体と連携して取り組むことは有効であり、全国団体等と災害協定を締結している他自治体の事例等も参考にしながら、引き続き災害に備えた石綿対策に取り組んでいく。</p>
<p><b>6 障がい者等用駐車場の不適切利用防止について</b> 障がい者等用の駐車スペースに障がいのない者が駐車し、障がい者等の利用が阻害されているケースが頻発していることから、適正利用が行われるよう県民への啓発を行うこと。</p>	<p>県では、ハートフル駐車場を設置する施設に、案内表示の設置のほか、利用証を表示していない車両への注意文書を該当車両のワイパー部分に挟むなど、適正利用の促進に努め、対象者が利用しやすい環境となるよう協力いただいている。</p> <p>引き続き、設置施設への協力を働き掛けるとともに、広く県民に制度の趣旨を周知・広報し、ハートフル駐車場の適正な利用の推進を図っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>7 カスタマーハラスメント対策について</b></p> <p>コロナ禍の中、お客による悪質クレーム、いわゆる「カスタマーハラスメント」が県内でも問題となっていることから、消費者と労働者の双方が尊重される社会を目指し、県民の関心と理解を深めるための啓発に取り組むこと。</p>	<p>県民向けの「とっとり消費者大学公開講座」や大学・高専の授業として開催する「とっとり消費者大学くらしの経済・法律講座」などの講座において、引き続き消費者によるカスタマーハラスメントの具体例などを盛り込みながら、消費者は事業者に対して行き過ぎた言動を取ることなく、自らの意見をきちんと伝える必要があることを啓発していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センター事業費 59,037千円</li> </ul> <p>また、県中小企業労働相談所（みなくる）においても、企業が労働者向けに行う社内研修に対し講師を派遣しており、カスタマーハラスメントへの労働者側の対応について研修のニーズがあれば派遣対応を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者福祉・相談事業（労働者相談・職場環境改善事業）30,202千円</li> </ul>
<p><b>8 自転車乗車用ヘルメットの着用について</b></p> <p>鳥取県支え愛交通安全条例において、自転車利用者はヘルメットの着用を努めるものとされており、県では、児童・生徒の着用促進のため、公立学校及び私立学校に対し、校則での着用の義務づけを検討するよう依頼しているが、校則での規定については、各学校の自主性を重んじるべきものと考えことから、実質的な強制とならないよう留意すること。</p>	<p>議会での議論も踏まえ、生徒の安全確保のため、各県立高校では令和5年度までを目標に「ヘルメット着用」を自転車通学許可条件とし、ヘルメット着用を推進するよう働きかけることとしている。</p> <p>今後、県立校長会等で説明し、自転車通学生のヘルメット着用推進について生徒・保護者等に周知するとともに、自転車交通安全教室の開催など生徒同士がヘルメット着用について考える時間を設定する等、各学校の自主性も踏まえながら実情に応じて取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みんながかぶろう！守ろう！ヘルメット着用推進事業 3,392千円</li> </ul> <p>市町村（学校組合）立小中学校及び義務教育学校においては、必要に応じてヘルメット着用に関する情報提供を行う等、引き続き、市町村（学校組合）教育委員会と連携を図りながら進める。</p> <p>各私立学校においても、生徒のヘルメット着用促進に向け、県立学校の取組を踏まえながら、各学校の実情に応じて主体的に取組を推進していただけるよう働きかけていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>9 災害時における透析医療の確保等について</b></p> <p>透析患者は、1日おきの治療が必要であることから、災害時においても生命を守るために透析医療の確保が必要である。また、介護が必要な透析患者等については、避難や通院の際の移動を支援する福祉避難所体制の整備も必要である。</p> <p>市町村、医師会及び患者会等との連携により県全体での体制を整備するとともに、透析患者への周知を行うこと。</p>	<p>災害時においても継続して人工透析の提供が必要であることから、県では、災害時の透析医療体制の整備及び確保のため、平成26年から透析に精通する医師を災害医療コーディネーターとして、全県担当及び東中西部の各保健医療圏に配置している。</p> <p>平成27年には「災害時における透析医療の活動指針」を策定し、関係機関の役割を明確にしたところであり、これに基づいて体制整備や医療機関BCPの策定推進を行っている。</p> <p>今後も、透析医療機関や市町村等が参加する災害時透析医療ネットワーク参加機関を通じて透析患者への周知を図るとともに、同ネットワークのご意見も伺いながら、体制を強化していく。</p> <p>・医療行政費（災害医療対策推進費） 2,711千円</p>
<p><b>10 小規模農家への営農継続支援について</b></p> <p>集落営農の組織化・法人化及び担い手への農地集積などの施策が進められているが、中心的な担い手がおらず、小規模農家が個々の営農によって集落の農地を守っているのが実態であり、機械設備等の更新が大きな負担となっている。</p> <p>今後、ますます農業者の高齢化や担い手不足が進み、持続的な生産基盤の維持が困難になってくることが懸念されることから、地域の農地を守る小規模農家が継続的に営農を行えるよう、機械設備等の導入に対する支援を行うこと。</p>	<p>担い手不在地域や担い手への集積が困難な農地維持においては、中小規模の農家が共同で営農を行う集落営農を推進している。県は、集落営農体制強化支援事業により、引き続き、地域や組織の実情に応じた支援を行っている。また、小規模の農家への支援は、「中山間地域を支える水田農業支援事業」を創設して支援している。加えて、令和3年度当初予算案において、取組を行いやすくするための要件の見直し（制度利用にあたっての面積要件の緩和）を検討している。</p> <p>・集落営農体制強化支援事業 67,384千円</p> <p>・中山間地域を支える水田農業支援事業 7,440千円</p>
<p><b>11 ブロッコリーの生産支援について</b></p> <p>ブロッコリーの生産は、新規就農者も取り組みやすい品目であり、梨の作業の負担のない時期に作業することも可能であるため、今後、大きく面積拡大できる可能性がある。生産農家が、適期の作業と時間短縮、規模拡大を進めるための機械・設備の導入に対する支援を行うこと。</p>	<p>県内初のJA鳥取中央とJA鳥取西部の管内をエリアとしたブロッコリー広域共選場が令和3年4月から稼働予定である。生産者は出荷調製作業が短縮することで、栽培面積の拡大が期待される所であり、県としては、令和3年度当初予算案により、機械等の導入や連作障害対策への支援など、広域のブロッコリーの産地強化を推進することを検討している。</p> <p>・ブロッコリー産地の広域化・生産強化総合対策事業 50,559千円</p>
<p><b>12 二十世紀梨袋の供給維持のための支援について</b></p> <p>二十世紀梨の果実袋を製造しているJA全農ととりの果実袋工場の老朽化が進んでいるが、特注となる機械の調達には多額の資金が必要であり、また、国内には二十世紀梨に対応できる果実袋製造会社が3社しかなく、その供給能力にも限りがある。二十世紀梨の生産に不可欠な果実袋の供給が維持できるよう、県として必要な支援を行うこと。</p>	<p>果実袋は本県産梨の品質の安定化に必要な不可欠な資材であることから、1月22日に全農ととりと製造設備や果実袋の販売状況の課題等について情報共有や意見交換を行った所であり、今後も引き続き連携を図りながら、課題抽出や対応案等について検討していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>1 3 県内小中学校における食農教育の充実について</b>            新型コロナウイルスの感染拡大により、我が国の食料・農業に大きな注目が集まる中、栄養管理面としての食育だけではなく、食料問題や地域における農業の役割などを学ぶ食農教育活動につなげる取組が必要である。JA等の関係団体とも連携の上、県内小中学校における食農教育を充実すること。</p>	<p>「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」では、「地産地消の推進」「若い世代への職能教育」を重点推進項目に位置付け、各種取り組みを実施している。各JAによる子ども向け農業体験事業についても、「食のみやこ鳥取県ブランド団体支援交付金」の対象事業としており、引き続き、JAや県・市町村の教育委員会、農業者と連携を深めながら協力していく。</p> <p>また、小中学校では、社会科で農業に関する系統的な学習が行われており、総合的な学習の時間、特別活動等で農業体験（梨づくり・米づくり、そばづくり等）を実施している学校も多くみられる。学校給食においては、鳥取県の食材の活用と食育を一体とした地産地消に取り組み、生産者への感謝の気持ちを育てており、引き続き、JA等の関係団体や市町村（学校組合）教育委員会と連携を図りながら、命を育む農業の大切さについて理解を深める食農教育を推進していく。</p>
<p><b>1 4 私立中学校・高等学校の外部指導員の指導手当等への助成について</b>            新型コロナウイルス感染症対策により部活動に様々な制約が課されており、部活顧問の時間外勤務が増加していることから、私立中学校・高等学校の外部指導員の指導手当等への助成を充実すること。</p>	<p>私立中学校・高等学校における部活動指導員等の外部人材の配置に対する補助を引き続き行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校教育振興補助金（心豊かな学校づくり推進事業補助金） 15,107千円</li> </ul>
<p><b>1 5 フリースクールについて</b>            不登校の子どもたちへの支援を充実させるためには、学校とフリースクールとの連携が不可欠であることから、市町村教育委員会とフリースクールとの連携強化に取り組むこと。</p>	<p>フリースクールは、通う児童生徒の状況等について、定期的に市町教育委員会に報告し、学校は、児童生徒の活動状況に応じて、出席扱いの判断を行っている。</p> <p>また、県教育委員会主催で、「教育支援センター及びフリースクール合同連絡会」を開催し、市町設置の教育支援センターの担当者及び市町教育委員会指導主事等、フリースクールの代表者等が出席して、研修や情報交換・意見交換を行っており、引き続き、連携強化に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業 2,147千円</li> </ul>
<p><b>1 6 高校生の運転免許取得について</b>            県内高校生の運転免許取得時期について、夏休みからの早期通学許可に変更すること。</p>	<p>県教育委員会として、これまでも就職等の際に免許を必要とする生徒が、免許を取得できなかったということがないように、適切に対応するよう県内高校に通知しており、各学校が適切な対応をとるよう、引き続き、校長会等を通じて働きかけていく。</p>
<p><b>1 7 第46回中・四国身体障害者福祉大会（とっとり大会）の開催支援について</b>            中・四国の身体障がい者約1,500名が一堂に会する「中・四国身体障害者福祉大会」が令和3年度に9年ぶりに鳥取県で開催されるが、開催には多額の経費が必要であり、参加費や協会の財源だけでは賅えないことから、大会の開催経費について助成を行うこと。</p>	<p>中・四国身体障害者福祉大会の開催を支援するための経費について、令和3年度当初予算案で対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県社会福祉事業包括支援事業（身体障がい者福祉大会開催事業費補助金） 700千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>18 林業への支援について</b></p> <p>(1) スマート林業の推進について</p> <p>主伐・再造林を推進するため、森林資源情報の把握、所有者境界の確認及び林業専用道等の路網計画に大いに役立つ航空レーザー計測について、早期に全県下での実施を完了すること。</p> <p>林業におけるドローンの導入およびドローンを活用した業務システムの構築支援を行うこと。</p> <p>森林簿・林地台帳の整備及び森林クラウドシステムの充実を行うこと。</p>	<p>レーザ航測は、国事業を活用しながら順次進めており、県全体での実施が早期に出来よう、引き続き国に予算確保を働きかける。</p> <p>また、ドローンについては、各地方事務所にドローン及び画像解析ソフトを導入し活用を推進しており、今後は事業者も交えたドローン活用検討会等を通じて、幅広い分野で活用が進むよう取り組む。</p> <p>併せて、森林クラウドシステムの充実を図り、効率的な森林簿の更新や林地台帳の更新等も進めていく。</p> <p>・スマート林業実践事業 143, 734千円</p>
<p>(2) 皆伐再造林の推進について</p> <p>皆伐再造林にかかる県単補助金の嵩上げを行うこと。</p>	<p>皆伐再造林を推進するため、令和2年度事業から、植栽樹種に関わらず再造林に係る植栽及びその後の保育作業等について補助率 90%となるように拡充したところであり、引き続き支援を行っていく。</p> <p>・造林事業 884, 811千円</p>
<p><b>19 聴覚障がい者の情報アクセシビリティの確保について</b></p> <p>あいサポート条例第3条第3項において、「障がい者本人が望む適切なコミュニケーション手段その他情報を取得する手段を選択することができるよう支援を充実させることにより障がい者情報アクセシビリティを保障すること」が基本理念として挙げられていることを踏まえ、次のことに取り組むこと。</p> <p>(1) NHK・日本海テレビ・山陰放送・山陰中央テレビが独自で放送するニュースに字幕付与もしくは手話言語が挿入されるように取り組むこと。</p>	<p>NHK、民放テレビ局のローカルニュースにおける手話や字幕等の導入については、放送事業者が実施に係る費用、実施体制等を検討し、判断されるものであるが、県としても、引き続き機会を捉えて放送事業者へ働きかけを行っていく。</p>
<p>(2) 地域防災無線の情報がリアルタイムで全て把握できるようにすること。</p>	<p>市町村に対しては防災行政無線の情報など住民向けの情報について、多様な手段を用いて提供が図られるよう理解を求めていく。</p>
<p>(3) 新型コロナウイルス感染症の受診相談窓口について、聴覚障がい者への対応が24時間できるようにすること。</p>	<p>きこえない人等の新型コロナウイルスに係る「受診相談センター」の相談受付については、昼間のファックス受付に加えて、夜間はメールでの相談受付を行って24時間に対応し、ホームページや関係団体に広報・周知していく。</p>
<p><b>20 ひとり親家庭への支援について</b></p> <p>コロナ禍が長期化する中、県内のひとり親家庭の精神的・経済的困窮が増していることが懸念されることから、次のことに取り組むこと。</p> <p>(1) ひとり親家庭の親が、休日等に気軽に対面で相談できるサロン形式の窓口を設置すること。</p>	<p>生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、土日や平日夕方に気軽に相談できる窓口を設置し、支援が必要なひとり親の市町村等の支援機関への橋渡しを行うほか、巡回相談会の開催や助言、同行支援等を行う事業について、令和3年度当初予算案による対応を検討している。</p> <p>・ひとり親家庭寄り添い支援事業 3, 200千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 公営住宅に入居できなかったひとり親世帯への家賃補助制度を創設すること。</p>	<p>民間賃貸住宅の家賃助成については、住宅セーフティネット法に基づき、ひとり親世帯を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録した住宅に対して、県、市町村で協調して家賃補助を行う制度を平成30年度に創設している。</p> <p>現在、市町村で制度を設けているのは鳥取市、倉吉市、南部町であるが、他の市町村にも制度を創設するよう鳥取県居住支援協議会などの機会を通じて働きかけていく。</p> <p>・住宅セーフティネット支援事業 12, 234千円</p>
<p><b>2 1 福祉人材の確保・定着に係る支援策の強化について</b>            新型コロナや頻発する自然災害に対応していくためにも、福祉従事者がやりがいをもって働きつづけることができるよう、人員体制の強化と処遇の抜本的な改善について、国に強く要望すること。</p>	<p>介護人材等福祉人材の確保・定着については、本県にとっても喫緊の課題であり、国に対して、処遇改善を更に進めるとともに、介護職の認知度向上・イメージアップのための情報発信に取り組むように継続して要望しており、引き続き、重点的に取り組むように求めている。</p>
<p><b>2 2 災害時の福祉支援の強化について</b>            災害時の福祉支援活動について、被災者が求める様々なニーズに対して、福祉関係者が連携して一体的・組織的な支援を進めるために、平時からの災害の備えと、発災時に福祉支援活動を総合調整する役割を担う中核機関として、常設型の「災害福祉支援センター（仮称）」を全国に先駆けて設置すること。</p>	<p>災害時に福祉的支援の拠点として機能し、平時から災害に強い地域づくりを進めるため、広域的な応援・受援体制の整備や、災害時の福祉的活動の知見を持つ人材の養成が必要と考えている。</p> <p>また、現在中部地区を中心に行っている生活復興支援（鳥取県版災害ケースマネジメント）を全県展開する取組を進め、地域福祉の向上に努めるとともに、鳥取県災害時福祉支援チーム（DCAT）の体制充実を進めるなど、災害時における福祉支援体制の整備を促進するための組織「鳥取県災害福祉支援センター（仮称）」を設置することを令和3年度当初予算案で検討している。</p> <p>・鳥取県災害福祉支援センター設置事業 15, 561千円</p>
<p><b>2 3 災害時の障がい者避難について</b>            通常の避難所で過ごすことが困難な障がい者の適切な避難のあり方について、市町村とともに検討すること。</p>	<p>公共施設や利用可能な民間施設を福祉避難所として活用することを、これまでも県マニュアルや会議等の機会を捉えて市町村には求めてきたところであるが、障がい者の中には、通常の避難所では環境がなじまず、他の避難者と共に生活できないケースもあることが想定されることから、県有施設等で要配慮者が過ごすための環境が整った適切な施設がある場合には、福祉避難所としての利用に関する協定締結や指定を進めるよう市町村に働きかけていく。</p>
<p><b>2 4 肢体不自由児者本人や家族が新型コロナウイルスに感染した場合の柔軟な支援体制の整備について</b>            家族の感染により肢体不自由児者の介護ができなくなった際の受け入れ体制等について整備を行うこと。            また、肢体不自由児者本人が感染し、入院治療が必要になった場合、家族の付き添い待機を可能にするなど、柔軟な対応を行うこと。</p>	<p>家族が感染して肢体不自由児・者本人の介護をできない場合は、県が市町村や関係事業者の協力を得て必要なサービスや支援を行うことを令和3年度当初予算案で検討している。</p> <p>・新型コロナウイルス入院患者家族支援事業 7, 000千円</p> <p>肢体不自由児・者本人が感染して入院治療する場合の家族の付き添いや待機については、既に御理解いただいている病院もあり、今後も入院先となる病院に積極的に検討いただくよう要請していく。</p>



要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>25 重症心身障がい児者の医療的ケア等の充実と生活の質の向上について</b>  <b>(1) 医療的ケアに対する夜間を含む支援体制の充実等について</b>  重症心身障がい児者の多くが医療的ケアを必要としており、家族の負担は大きい。年齢を重ねてくると医療的ケア行為、見守りの頻度が増し、夜間対応も必要である。コロナ禍で家族負担が増す中、柔軟で幅広い支援体制が必要であり、診療報酬では対応できない部分について、福祉制度として、訪問看護支援体制の充実強化を行うこと。</p>	<p>日常的に医療的ケアを必要とする障がい児者の在宅生活を支援するため、受入事業所に対し看護職員を配置する経費等を引き続き補助するとともに、ショートステイをより利用しやすくするため、令和3年度当初予算案において、新たに診療所における宿泊受入を進めるための加算制度の創設を検討している。</p> <p>また、医療的ケアを必要とする方々への支援体制の充実強化を市町村へ働きかけていくとともに、研修の実施などを通して、引き続き福祉人材の育成に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児者受入環境整備事業 12,083千円</li> <li>・医療型ショートステイ総合支援事業 25,719千円</li> <li>・障がい児者事業所職員等研修事業 345千円</li> </ul>
<p><b>(2) 福祉的支援と医療的支援の両面でのサポート体制の確保について</b>  重症心身障がい児者は、福祉的支援と医療的支援の両面でのサポートが必要となるため、看護・介護職員の増員が必要である。そのための体制整備を行うこと。</p>	<p>福祉分野における人材確保を図るため、県内の看護学生を対象にした医療的ケア児等への支援に関する講義や事業所と連携した職場見学会の開催によって理解啓発を促すなど、引き続き職場の魅力や仕事のやりがいのPRに努めていく。</p> <p>また、看護・介護職員の増員のため、喀痰吸引研修の実施などを通じて、引き続き福祉人材の育成に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児等に係る人材確保事業 338千円</li> <li>・介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）事業 1,731千円</li> </ul>